



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 45 生活保護法による指定医療機関の辞退  
(福祉保健総務課)
- 46 生活保護法による施術機関の指定 ( " )
- 47 生活保護法による指定介護機関の廃止  
( " )
- 48 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 49 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 50 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " )
- 51 " ( " )
- 52 " ( " )
- 53 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 ( " )
- 54 紀の川左岸土地改良区の役員の退任  
(農業農村整備課)
- 55 換地処分の完了 ( " )
- 56 " ( " )
- 57 公共測量の終了 (技術調査課)
- 58 和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加しようとする県外に主たる事務所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等 ( " )
- 59 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 公告

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 16-20	久保研	ばるれ整骨院	橋本市小峰台1-31-7	平成 20.11.14

### 和歌山県告示第47号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)

開発行為の工事の完了 (都市政策課)  
" ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第45号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次とおり告示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
新医 45-53	八木医院	新宮市佐野1丁目7番32号	平成 20.12.31

### 和歌山県告示第46号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次とおり告示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次とおり告示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人中辺路白	田辺市中辺路町小皆視74	社会福祉法人中辺路白	田辺市中辺路町栗栖川	居宅介護支援	平成



の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、  
同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120388	ひまわり作業所	和歌山市紀三井寺681	就労継続支援B型	特定なし	特定非営利活動法人ひまわり	和歌山市紀三井寺681	平成21.1.1	平成26.12.31

和歌山県告示第51号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項  
の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120396	有限会社康生会	和歌山市湊549-6ファミリーハイツⅡA102号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	有限会社康生会	和歌山市湊549-6ファミリーハイツⅡA102号	平成21.1.1	平成26.12.31

和歌山県告示第52号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項  
の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011800186	いわでみんなの家	岩出市東坂本69-1	児童デイサービス	障害児	特定非営利活動法人ロッツ	紀の川市古和田719-1	平成21.1.1	平成26.12.31

和歌山県告示第53号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項  
の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定  
したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公  
病院又は診療所

示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
小西メンタルクリニック	和歌山市北島456	小西信明	平成21.1.1

和歌山県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定  
により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり  
公告する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員

職名 氏名 住所

理事 木村勇 和歌山市和佐関戸384番地

和歌山県告示第55号

平成20年10月24日付けで計画決定した県営換地計画（県  
営畑地帯総合整備事業名田地区津井工区）については、換  
地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195  
号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の  
規定により、この旨を公告する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第56号

平成20年10月24日付けで計画決定した県営換地計画（県営畑地帯総合整備事業名田地区楠井1工区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第57号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（亡失した基準点の復元）
- 2 作業期間 平成19年11月1日から平成20年2月27日まで
- 3 作業地域 和歌山市西部地域

## 和歌山県告示第58号

平成21年5月1日から平成23年4月30日までの期間、和歌山県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする県外に主たる営業所を有する建設業者並びに測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を次のように定める。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工事種別及び業種区分
  - (1) 建設工事
 

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するもの
  - (2) 建設工事に係る委託業務
 

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務
- 2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項
  - (1) 資格
 

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからスに掲げる要件のいずれかに該当する者でないこととする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者は、次のセからタに掲げる要件のいずれかを満たした場合のみ当該業務に申請できることとし、その他の業務については申請でき

ないこととする。

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。）又は破産者で復権を得ない者
- イ 次の（ア）から（オ）までに該当するいずれかの事実があった後、2年を経過しない者
  - （ア）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - （イ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - （ウ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - （エ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - （オ）上記（ア）から（エ）までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 和歌山県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者
- エ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされている者で、これらの開始が決定されていない者
- カ 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- キ 建設工事に係る委託業務を希望する者で、申請者及び申請者の役員において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められる者
- ク 建設工事を希望する者で、申請者、申請者の役員、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められる者
- ケ 建設工事を希望する者で、和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種の建設業許可を受けていない者
- コ 建設工事を希望する者で、申請時点で有効な経営事項審査を申請していない者

サ 建設工事を希望する者で、審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者

シ 測量業務を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていない者

ス 建築工事の設計、監理業務を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていない者

セ 土木関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の技術士数が5名以上在籍していること。

ソ 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の一級建築士数が20名以上在籍していること。

タ 補償関係コンサルタント業務を希望する者は、会社全体の補償業務管理者及び補償業務管理士（同一人物が重複して申請することは認めない。）が合わせて5名以上在籍していること。

チ 測量業務（航空測量）を希望する者は、測量法第55条の2第1項第5号の規定により、航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）を主として請け負う測量の種類としている者であり、会社全体の測量士数が10名以上在籍していること。

### (2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

#### ア 建設工事

##### (ア) 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）

##### (イ) 和歌山県独自事項

#### イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 申請日の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度の希望する業務区分ごとの年間平均実績高

(イ) 審査基準日における自己資本額

(ウ) 審査基準日における有資格者の数

(エ) 審査基準日までの営業年数

### 3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

#### (1) 申請書類の提出時期及び提出場所

提出時期は平成21年1月26日から同年2月13日（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）までの間の午前10

時から正午及び午後1時から午後4時までの間とし、提出場所は、和歌山県民文化会館402号室（2月5日は409号室及び411号室、2月13日は403号室）とする。

#### (2) 申請書類

##### ア 建設工事

(ア) 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）

(イ) 地方基準点数一覧表

(ウ) 和歌山県内営業所情報一覧表

(エ) 契約しようとする営業所情報一覧表

(オ) 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し

(カ) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別表の写し

(キ) 総合評定値通知書の写し

(ク) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書

(ケ) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成20年12月1日以降のもの。ただし、和歌山県内に営業所のある者を対象とする。）

(コ) 法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所を和歌山県内に有する場合は、その営業所の外観及び営業所内部の写真

(サ) IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(シ) IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

(ス) 和歌山県内に工場を設置している者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内などパンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次のaからcまでのいずれかの書面の写し

a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

b 健康保険被保険者証（ただし、所属先がわかるもの）

c 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

(セ) 委任状（代理人を置く場合）

(ソ) 受付票（県外建設工事）

#### イ 建設工事に係る委託業務

(ア) 入札参加資格審査申請書（測量及び設計コンサルタント等業務業者）

(イ) 契約しようとする営業所情報一覧表

(ウ) 業務実績等一覧表

(エ) 入札希望等一覧表

(オ) 技術資格者一覧表

- (カ) 代表者・役員調書
  - (キ) 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (ク) 県税の納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く県税すべてに未納がないことを証する書面で、証明日が平成20年12月1日以降のもの。ただし、主たる営業所が和歌山県内にある者及び主たる営業所が和歌山県外にある者のうち和歌山県内に営業所のある者を対象とする。）
  - (ケ) 直近1年の事業年度における財務諸表
  - (コ) 商業登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）
  - (サ) 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し
  - (シ) 現況報告書の副本の写し
  - (ス) 主たる営業所（本社・本店）が和歌山県内にある者は、（オ）に記載する職員について、次のaからdまでのいずれかの書面の写し
    - a 健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
    - b 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
    - c 社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等
    - d 雇用保険に加入できない場合は、賃金台帳又は源泉徴収簿
  - (セ) 主たる営業所（本社・本店）が和歌山県外にある者は、（オ）に記載する職員について、次のa又はbのいずれかの書面の写し
    - a 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
    - b 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）又は住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
  - (ソ) （オ）に記載している資格を有することを証明する書面の写し
  - (タ) 測量業者登録申請書及び別表の写し（航空測量（測量業務）を希望する和歌山県外に主たる営業所（本社・本店）を有する者を対象とする。）
  - (チ) 委任状（代理人を置く場合）
  - (ツ) 受付票（測量・コンサル）
- (3) 申請書類等の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
  - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨

額を記載すること。

- (4) 申請書類の提出の方法
 

上記提出時期に持参するか、平成21年1月26日から同年2月10日までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課あてに申請書類及び返信用封筒（返信先住所及び氏名を記入し、切手を貼ったもの）を書留郵便で郵送すること（平成21年2月10日までの消印のあるものを有効とする。）。
  - (5) 申請書類の提出部数
 

提出部数は、1部とする。
  - (6) 特例事項
 

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間等
- 資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。
- なお、更新の手続については、後日公示する。

和歌山県告示第59号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3014	海南市日方字奥谷484番1の一部	和歌山市手平4丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀	平成 20.12.26	6.00	28.96

公 告

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年1月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩出市山字円福寺919番1、919番2、921番1、921番2、922番、942番、943番、944番、945番、946番、948番1、948番2、949番、951番1、960番1、961番1、962番1、963番3、963
--------------------	--

	番4、963番6、968番、969番、水、道
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市十番丁56番地 株式会社NOW興産 代表取締役 佐藤晶子 和歌山市禰宜140番地 朝野聖旺
<b>公 告</b>	
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。	
平成21年1月13日	
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸	
開発区域又は工区に含まれる地域の名称	岩出市堀口字寺垣内84番5、岩出市堀口字村前79番、79番1、80番、81番、81番1、82番、82番内1号、82番内2号、岩出市波分字村東27番、里道、水路
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市黒田80番地1 東不動産株式会社 代表取締役 東行男